

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 <u>平成29年3月12日作成</u>	審査基準 <u>令和7年7月1日作成</u>
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第45条第1項	根拠条項：第45条第1項
処分の概要：駐車許可	処分の概要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長	原権者（委任先）：警察署長
法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第1項（警察署長の行う駐車許可）	法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第1項（警察署長の行う駐車許可）
審査基準：別紙のとおり	審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）	標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）
申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課	申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課
問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）	問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課企画・許可係（092-641-4141 内5175）
備考：	備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次項(2)において同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第1項各号に掲げる場所(放置車両となる場合に限る。)及び法第45条第2項に規定する場所を除く。)であること。
 - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車場の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車場の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
 - (1) 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メー

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次項(2)において同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車場の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第1項各号に掲げる場所(放置車両となる場合に限る。)及び法第45条第2項に規定する場所を除く。)であること。
 - (2) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車場の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車場の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が困難と認められること。
 - (1) 重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

トル以内	(2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
-------------	--

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 <u>平成29年3月12日作成</u>	審査基準 <u>令和7年7月1日作成</u>
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第49条の5	根拠条項：第49条の5
処分の概要：駐車許可	処分の概要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長	原権者（委任先）：警察署長
法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第2項（警察署長の行う駐車許可）	法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第2項（警察署長の行う駐車許可）
審査基準：別紙のとおり	審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）	標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）
申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課	申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課
問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課 <u>許可第二</u> 係（092-641-4141 内5175）	問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課 <u>企画・許可</u> 係（092-641-4141 内5175）
備考：	備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (2) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能若しくは著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
 - (1) 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (2) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能若しくは著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が困難と認められること。
 - (1) 重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 <u>平成29年3月12日作成</u>	審査基準 <u>令和7年7月1日作成</u>
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第49条の7第2項	根拠条項：第49条の7第2項
処分の概要：駐車許可	処分の概要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長	原権者（委任先）：警察署長
法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第2項（警察署長の行う駐車許可）	法令の定め：福岡県道路交通法施行細則第7条第2項（警察署長の行う駐車許可）
審査基準：別紙のとおり	審査基準：別紙のとおり
標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）	標準処理期間：3日間（行政庁の休日は含まれない。）
申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課	申請先：駐車場所を管轄する警察署交通担当課
問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課 <u>許可第二</u> 係（092-641-4141 内5175）	問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課 <u>企画・許可</u> 係（092-641-4141 内5175）
備考：	備考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (2) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能若しくは著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
 - (1) 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から4のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

- 1 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 2 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (2) 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- 3 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能若しくは著しく困難と認められる用務であること。
 - (3) 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- 4 前3項のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在しないこと又はこれらの利用が困難と認められること。
 - (1) 重量物若しくは長大物の積卸し又は身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
 - (2) (1)の車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内